

令和7年度 後期学納金
「延納願」及び「分納願」について

- **令和7年10月17日(金)までに**、提出ください。
- 右上の日付は、**令和7年10月17日以前の日付**にしてください。
- 太枠内は、必ずご記入ください。
- 印鑑は、学生本人・保証人（親権者）の2箇所です。
- 訂正箇所がある場合は、二重線を引き上から訂正印を押してください。

＜ 延納願 ＞

① 延納理由	・延納理由について、詳細を記入ください。
② 納入期限・金額	・延納期限は、 令和7年11月20日(木) となります。 ・納入期日は、金融機関の窓口が開いている日を設定ください。
③ その他	・奨学金貸与、アルバイトについて状況をお知らせください。
④ 注意事項	・延納期限について、充分にご注意の上、後日お渡しする振込先案内に記載された口座に <u>一括で納付</u> してください。

＜ 分納願 ＞

① 分納理由	・分納理由について、詳細を記入ください。
② 納入期限・金額	・分納期限は、 令和7年12月19日(金) となります。 ・分納回数は4回を限度とします。 ・納入期日は、金融機関の窓口が開いている日を設定ください。 ・金額については、 初回は「令和7年11月20日までに、10万円以上」と いたします。（不都合がある場合は、経理課にご相談ください。）
③ その他	・奨学金貸与、アルバイトについて状況をお知らせください。
④ 注意事項	・ご申請いただいた分納期限・回数・金額について、充分にご注意の上、後日お渡しする振込先案内に記載された口座にお振込みください。

学則第33条に則り、納付期限に至っても、納付されない場合は督促をいたします。督促を受けてから10日以上経過しても納付されない場合は、登学を停止し、または学籍を除くことがありますので、ご注意ください。

【お問合せ・提出先】

〒910-0124 福井市天池町 43-1-1
仁愛女子短期大学 Tel/0776-56-1133
事務局経理課